

R 6 高山市立久々野小学校 いじめ防止基本方針

【いじめの定義】いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成25年度から以下のように定義されている。

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行っても含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

【いじめ問題に関する学校課題】

素直で真面目、優しい気持ちの子がほとんどであるが、保・小・中とほぼ同じメンバーで過ごすことで、お互いが相手の全てをわかっているような気になり、馴れ合いが生まれ、人間関係が固定化されやすい環境にある。それにより、自分の言動が相手の心にどう響くかを想像する力がやや弱いという学校課題がある。また、表立って争うことを避ける傾向もあるため、「いじめ」に当たる行為がより見えにくい状況にある。『いじめは、人間として絶対に許されない』という認識はあっても、『どのような言動がいじめに当たるか』をつかんでおらず、知らず知らずのうちに仲間を傷つけてしまっているという学校課題もある。

【学校としての構え】 「いじめ・暴力・差別をしない、させない、許さない学級・学校づくりを進めます」 ○学ぶ喜びがあり、笑顔があふれる久々野小学校を築く

魅力ある学級・学校づくりがいじめの未然防止につながると考え、以下を重点として取り組みます

確かな学びの場を設定する

- ① めあてを持ち、自分で考え、仲間と解決できる授業の工夫（算数科の研究を軸にして）
- ② 毎時間の評価と個別支援の工夫（少人数指導・ひばり活動の工夫など）
- ③ 主体的に取り組む家庭学習の指導（PTA 活動と連携した家庭学習の取組など）
- ④ 地域と連携した郷土教育の確かな実践とカリキュラムの確立
- ⑤ 本に親しみ、調べる学習ができる図書館教育の工夫（読書タイムの工夫・調べる学習コーナーなど）

安心安全な学校づくりを行う

- ① いじめ・差別・暴力を許さない学級、学校づくり（心のサポーターと心のポスト・Q-Uアンケートの活用）
- ② 特別な支援が必要な児童の共通理解と、支援指導方法の研修と実践（ユニバーサルデザインの授業など）
- ③ 主体的に活動できる学級の係、委員会、なかよし班活動の工夫（確実な見届けと評価の実施）
- ④ 規律ある生活づくりの実施（時間・きまりを守る指導と評価・PTAと連携した家庭生活リズムづくりなど）
- ⑤ 保小中や地域と連携した『命を守る訓練』の実施

どの子もいじめの被害者・加害者になりえるが、見つけにくい……。だからこそ。

【いじめ問題への学校の基本姿勢】 いじめの未然防止に全力を尽くすと共に、つらい思いの子を出さないために

早期発見

- 全職員が全児童を見守るという意識で、日常の声をかけを行い、わずかな変化の把握に努める。（なかよし班指導）
- 全児童が「心のサポーター」を担任以外の職員から選び、「心のポスト」によって相談できる機会を設ける。
- 年8回の「子どもを語る会」等で気にかきたい子の情報交流や支援についての共通理解や学級分析を行う。
- 2年生以上年2回の「Q-Uアンケート」および「生活アンケート」等で多角的に人間関係や実情を把握する。
- 「早期発見」のためにも、職員の「いじめ防止および教育相談」に関する研修会を4月に行う。

大人に相談できるっていいな

早期対応

- 「いじめ未然防止・対策委員会」を設置し、外部専門家（SC等）を加え、4月に方針の確認をする。
- いじめの兆候を把握したら、速やかに情報を共有し、組織的かつ丁寧な事実確認を行う。
- いじめを受けた（疑いのある）児童の気持ちに寄り添い、安全を確保しつつ組織的に情報を収集し、迅速に対応する。
- いじめに関する事実が確認できた場合、高山市教育委員会に報告し、双方の保護者に連絡し、家庭と連携し指導する。双方の保護者との連携を図り、経過の見守りと継続した支援を行う。（場合によっては関係機関と連携して）

家庭でもいじめの早期発見にご協力ください

学級担任は心がけています

【家庭でいじめのサインを発見したら学校へ相談を】

「あれ？」もしかしてと思ったら・・・

- 子どもにとってよき相談相手になってあげましょう。気持ちを受け入れてあげることが大切です。
- 様子がおかしなくても、問い詰めたり、結論を急いだりしないようにしましょう。
- いじめている人が悪く、いじめられている人は悪くないと伝えましょう。
- 子どもに次のようなことは言わないようにしましょう。
「無視しなさい」「たいたことではない。」「あなたにも悪いところがある。」「いじめられる方が悪い」「弱いからいじめられる」

悩んでいる子どもの気持ちに手をさしのべてあげてください。
ご家族だけで悩まずに、心配なことは学校へ相談しましょう。

（政府広報：
文部科学省より）

いじめのない学級に近づけるために

- 子どもの呼び方は「さん」を基本として呼び合うように、繰り返し指導をしています。
- 誰とでもハイタッチ挨拶ができる関係です。
- 学級遊びやなかよし班遊びを充実させ、仲間と遊びを通して触れ合える時間を確保しています。
- 教師を含め全員が温かい言葉かけ、認め合いを心がけています。
- トラブルは帰りの会までに決着をつけて、翌日にひきずらないようにしています。